

サステナビリティ情報開示をめぐる動向 ～日本とEUを中心に～

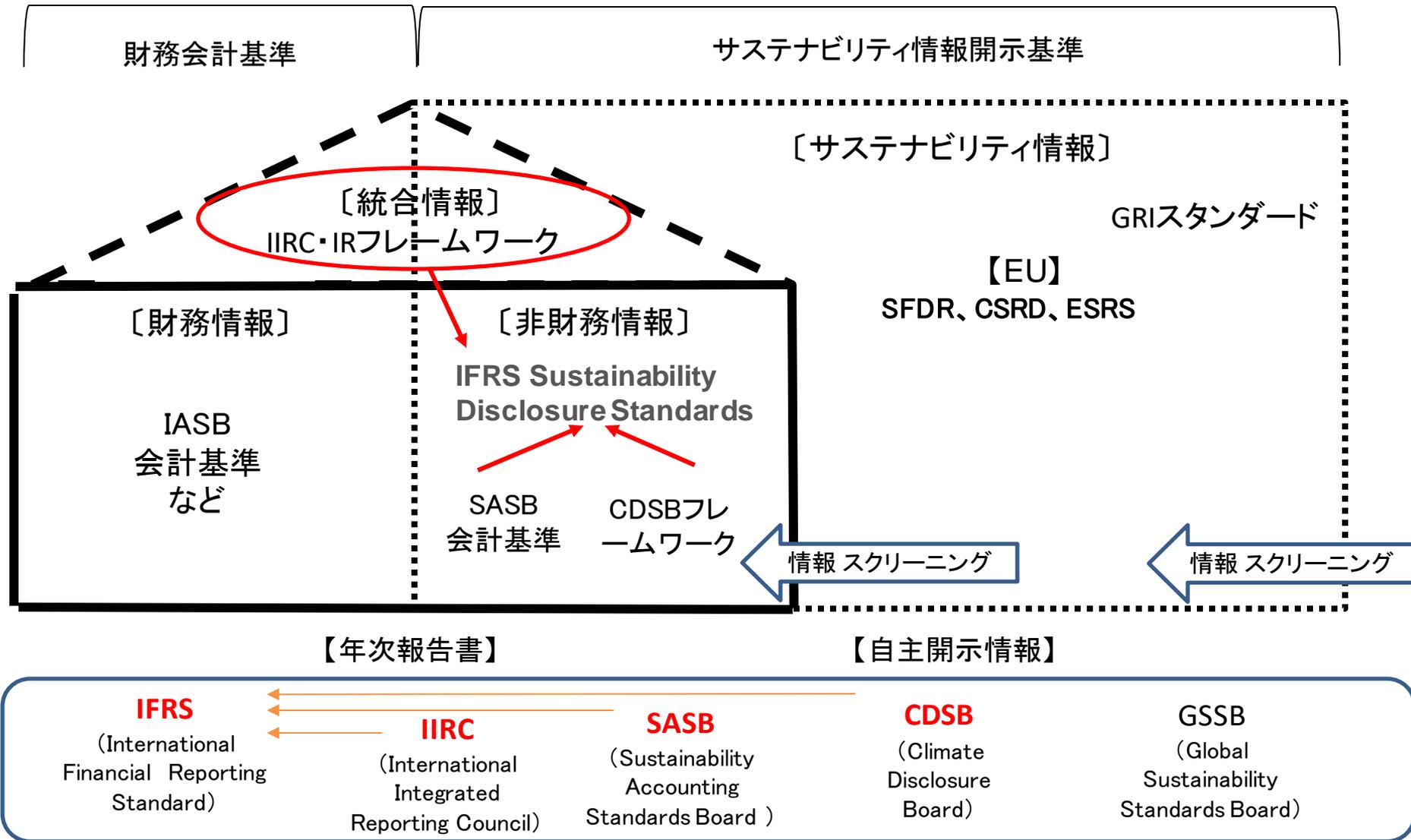
1. サステナビリティ情報開示の個別化と共通化
2. サステナビリティ情報開示の日本の動向
3. サステナビリティ情報開示のEUの動向
4. 今後の展開の方向性

横浜国立大学名誉教授 放送大学客員教授
八木裕之

本資料はNSC勉強会(2023年8月31日)のための資料です。取り扱いにご注意をお願いします。

baum8@ynu.ac.jp

1-1 サステナビリティ開示情報の共通化



2-1 日本のサステナビリティ情報開制度をめぐる動向

- 2014年 金融庁「日本版スチュワードシップコード」(17、20年改訂)
- 2015年 コーポレート・ガバナンスコード(18、21年改訂)
- 2021年 ガバナンス報告へのTCFD情報の導入
- 2021年 金融庁「ディスクロージャーワーキング・グループ」によるサステナビリティ情報開示の検討
- 2022年 SSBJ(Sustainability Standards of Japan) 設立
- 2023年 内閣府「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」
- 2024年 日本版S1(予定)
- 2025年 日本版S2(予定)

2-2 ディスクロージャーワーキング・グループ報告

- 2022年 金融庁金融審議会『ディスクロージャーワーキング・グループ』報告
 - ・サステナビリティ情報を充実させるために『記述情報の開示に関する原則』の改訂総論
 - ・有価証券報告書にサステナビリティ情報の「記載欄」を新設

【開示の枠組み】

- ・TCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures) フレームワークの4つの構成要素
 - ・ガバナンス、リスク管理 ⇒ すべての企業が対象
 - ・戦略、指標と目標 ⇒ 企業が重要性を判断

【情報の関係性】

- ・有価証券報告書の他の項目との関係性を明示
- ・任意開示書類による情報(サステナビリティ報告、統合報告、環境報告、TCFD報告など)の補完

【SSBJ (Sustainability Standards of Japan) への期待】

- ・サステナビリティ開示情報基準の設定 ⇒ サステナビリティ情報「記載欄」への導入

2-3 企業内容等の開示に関する内閣府令改正

【有価証券報告書の主な項目】

【サステナビリティに関連する拡充情報】

第1部 企業情報

第1 企業の概況

- 従業員の状況など

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題 等
- サステナビリティに関する考え方及び取組(新設)
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

- コーポレートガバナンスの状況

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表 等

多様性

- 女性管理職比率
- 男性育児休業取得率
- 男女間賃金格差

サステナビリティ全般

- ガバナンス
- △ 戦略
- リスク管理
- △ 指標及び目標

人的資本

- 人材育成方針
- 社内環境整備方針
- 上記に関する指標および目標・実績

取締役会の機能発揮

- 取締役会、指名委員会・報酬委員会の活動状況

2-4 改正の特徴

重要性の定義
投資家の投資判断にとっての重要性(企業価値や業績などに与える影響度)

【サステナビリティに関する考え方及び取り組み】

- 経営方針・経営戦略との整合性
- 「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標及び目標」の4つの枠組みで情報開示
- 「ガバナンス」「リスク管理」については全企業で開示
- 「戦略」「指標及び目標」は重要性を判断して開示
- 重要性の判断で非開示の要素は判断や根拠についての説明が必要

【サステナビリティ個別領域】

- 重要な場合は「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標及び目標」の4つの枠で開示
- 開示項目はSSBJがISSB基準を踏まえて検討

【人的資本・多様性】

- 戦略(人材育成方針、社内環境整備方針)は全社で開示
- 指標及び目標(女性管理職比率、男性育休取得率、男女間賃金格差)は全社で開示

3-1 EUのサステナビリティ情報開制度をめぐる動向

- 2018年 EC サステナブルファイナンス・アクションプラン (Action Plan : Financing Sustainable Growth)
- 2019年 EC グリーンディール (Green Deal) 公表
- 2019年 EU 金融機関サステナビリティ情報開示規則 (SFDR: EU Regulation on Sustainability related Disclosure in the Financial service sector)
- 2020年 EU タクソノミー規則 (Taxonomy Regulation)
- 2022年 EU コーポレート・デューデリジェンスおよびコーポレート・アカウンタビリティに関する指令案
- 2023年 EU 企業サステナビリティ情報開示指令 (CSRD: Corporate Sustainability Reporting Directive)
- 2023年 EU 欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS: European Sustainable Reporting Standards)

3-2 EUのサステナブルファイナンス

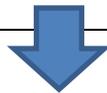
➤ 2016年 欧州委員会がHLEG (High-Level Expert Group on Sustainable Finance) 設立



➤ 2018年 最終報告書 (Financing a Sustainable European Economy)



➤ 2018年 欧州委員会がサステナブルファイナンス・アクションプラン採択



- 1.サステナブル活動に関するEU分類システム(タクソノミー)の構築 ⇒ タクソノミー規制
- 2.グリーン金融商品EUラベルの創設
- 3.サステナブル・プロジェクトへの投資促進
- 4.ファイナンス・アドバイス時におけるサステナビリティの考慮
- 5.サステナビリティ・ベンチマークの開発
- 6.格付けとマーケットリサーチへのサステナビリティ要素の導入
- 7.機関投資家とアセットマネージャーの義務の明確化 ⇒ 金融機関サステナビリティ情報開示規則
(SFDR: EU Regulation on Sustainability related Disclosure in the Financial service sector)
- 8.サステナビリティ報告の強化と会計基準設定 ⇒ 企業サステナビリティ情報開示指令案
(CSRD: Corporate Sustainability Reporting Directive)
- 9.サステナブル・コーポレートガバナンスの促進と資本市場の短期主義の抑制



➤ 2019年 グリーンディール公表

3-3 企業サステナビリティ情報開示指令案 (CSRD)

➤ 非財務情報開示指令 (NFRD: Non-financial Reporting Directive (2014))

- ⇒ 大企業 (従業員500人以上、約11,700社) に非財務情報の開示を求める
- ⇒ ダブルマテリアリティ (サステナビリティ領域からの影響、同領域への影響)

2017年 非財務情報ガイドライン (拘束力なし)

- ⇒ ビジネスモデル、ポリシーとデューデリジェンス、アウトカム、リスクとリスクマネジメント、KPI、領域 (環境、社会・労働、人権、汚職・贈収賄、サプライチェーン、紛争鉱物)

2019年 気候関連情報報告ガイドライン (拘束力なし) TCFDの要素を導入

EFRG (European Financial Reporting Advisory Group) の提言

現状では情報開示が不十分

グリーンディール (2019) 実施プロセスの一環

➤ 企業サステナビリティ情報開示指令 (CSRD) (2022)

【対象企業】 (約11,700社 ⇒ 約50,000社)

- ・大規模企業、EU市場上場企業など

【特徴】

- ・非財務情報 ⇒ サステナビリティ情報
- ・国際的共通化とEUにおける体系化
- ・開示項目はESRS (European Sustainable Reporting Standards) で規定
- ・EUタクソミー規制に従った情報
- ・サステナビリティ情報第3者保証を要求 (段階的)
- ・ダブルマテリアリティの明確化

3-4 ESRS(European Sustainable Reporting Standards)

2023年7月 欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)

主な項目

クロスカッピング基準

ESRS1 一般的要求事項

ESRS2 一般的開示

(ガバナンス、戦略、インパクト・リスク・機会、指標・目標)

- ダブルマテリアリティ(インパクトマテリアリティ・財務的マテリアリティ)
- マルチステークホルダー
- バリューチェーン
- 4つの要素(ガバナンス、戦略、インパクト・リスク・機会、指標・目標)で開示
- 保証
- 国際的ガイドラインとの調整(ISSB、GRIなど)

領域別基準

環境(Environment)

ESRS E1 気候変動

ESRS E2 汚染

ESRS E3 水、海洋資源

ESRS E4 生物多様性

ESRS E5 資源利用とサーキュラーエコノミー

社会(Social)

ESRS S1 自社の従業員

ESRS S2 バリューチェーンの従業員

ESRS S3 影響を受けるコミュニティ

ESRS S4 消費者とエンドユーザー

ガバナンス(Governance)

ESRS G1 企業行動

セクター別基準(予定)

4-1 今後の展開の方向性

- サステナビリティ開示基準・ガイドラインの個別化と制度化
 - ・ IFRS・ISSBによるサステナビリティ関連財務情報開示基準の設定
 - ・ EUによるサステナビリティ情報開示・サステナブルファイナンス政策の展開
 - ・ 米国のSECを中心としたサステナビリティ情報開示制度(気候変動関連情報開示案 2022年)の展開



- ・ SSBJによるサステナビリティ情報開示基準の設定
- サステナビリティ領域の多様化と統合
 - ・ TCFD提言のフレームワークの普及
 - ・ バリューチェーンへの拡大
 - ・ 保証制度の導入
 - ・ 気候変動以外の自然資本関連財務情報の進展(TNFD ベータ版4.0)
 - ・ 人的資本・人権問題・社会資本への展開
 - ・ ダブルマテリアリティ VS シングルマテリアリティの財務情報への影響
 - ・ サステナビリティ関連財務情報の認識・測定

4-2 サステナビリティ報告の展開

